新設分割に関する事前開示書類

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

2024年8月30日

株式会社 CINC

新設分割に関する事前開示書類

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都港区虎ノ門一丁目 21 - 19 株式会社 CINC 代表取締役社長 石松 友典

株式会社 CINC(以下「当社」という。)は、2024年8月16日付け新設分割計画書に基づき、2024年11月1日を効力発生日として、当社の M&A 仲介事業に関する資産、負債、その他の権利義務を、新たに設立する株式会社 CINC Capital(以下「新設分割設立会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本件新設分割」という。)を行うことといたしました。

当社が、本件新設分割に関して、会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容

新設分割計画の内容は、別紙「新設分割計画書」のとおりです。

- 2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定めの相当性 に関する事項
 - (1)新設分割対価の定めに関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付します。当社に交付される新設分割設立会社の株式の数につきましては、本件新設分割が単独新設分割であることから、当社が任意に定めることができるため、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2)資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割会社が承継する 資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、会社計算規則に従い、新設分 割計画書第 6 条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及 び資本準備金の額は相当であると判断しております。

- 3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 会社法施行規則第 205 条第 3 号に定める新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 会社法施行規則第205条第6号イに定める当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 会社法施行規則第 205 条第 7 号に定める新設分割が効力を生ずる日以後における当 社及び新設分割株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社について

本件新設分割が効力を生ずる日以後の当社の資産の額は負債の額を上回ることが 見込まれております。また、本件新設分割が効力を生ずる日以後において、当社が 負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されており ません。

従いまして、本件新設分割が効力を生ずる日以後の当社の負担する債務の履行の 見込みについては、本件新設分割前と変わらず問題がないものと判断しております。

(2) 新設分割設立会社について

本件新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割設立会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件新設分割が効力を生ずる日以後において、新設分割株式会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。なお、当社は新設分割設立会社への債務の承継に関し、当社が重畳的に債務を負担する方法によるものとしています。

従いまして、本件新設分割が効力を生ずる日以後の新設分割設立会社の負担すべき債務の履行の見込みについては、問題がないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

株式会社 CINC(以下「甲」という)は、新設する株式会社 CINC Capital(以下「乙」という)に対して、M&A 仲介事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継させるために新設分割(以下「本件新設分割」という)を行うこととし、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画書」という)を定める。

(新設分割設立会社の商号、目的、本店の所在地及び発行可能株式総数)

第 1 条 乙の商号、目的、本店の所在地、発行可能株式総数は、次のとおりと する。

商号 株式会社 CINC Capital

目的

- 1 企業の買収、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提 携、業務提携等の斡旋、仲介及びこれらに関するコンサルティング業
- 2 会社の経営戦略立案、組織再編、事業再編、企業再生等に関する斡旋及 びこれらに関するコンサルティング業務
- 3 経営に関するコンサルティング業務
- 4 財務に関するコンサルティング業務
- 5 企業金融に関するコンサルティング業務
- 6 インターネット及びその他の通信を利用した企業情報提供サービス
- 7 セミナー、講演会の企画、運営及び実施
- 8 書籍、原稿の企画及び執筆
- 9 有価証券の投資、売買並びにその他の投資
- 10 前各号に附帯関連する一切の業務

本店の所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 21 - 19

発行可能株式総数 10,000 株

(新設分割設立会社の定款)

第2条 乙の定款は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

(設立時取締役)

第3条 乙の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 石松 友典 阿部 泰士 雨越 仁 設立時監査役 外石 正行

(承継する資産、債務、その他の権利義務)

- 第4条 乙は、本件新設分割により、第7条に定める新設分割登記申請日をもって、別紙 2「承継権利義務明細」記載のとおり、甲の M&A 仲介事業の権利義務を甲より承継する。
 - 2 本件新設分割に際して、甲は、乙に承継される債務すべてについて重畳的債務 引受をする。

(分割に際して交付する株式の数)

第5条 乙は、本件新設分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、普通 株式1,000株を発行し、その全てを甲に交付する。

(新設分割設立会社の資本金及び準備金の額等)

第6条 乙の設立の際における資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

資本準備金 金0円

利益準備金 金0円

その他資本剰余金 会社計算規則第49条に定める株主資本変動額から

上記資本金額を控除した額

(新設分割の登記申請日)

第7条 甲は、令和6年11月1日を目途に、新設分割による変更の登記及び設立の登記を申請する。ただし、手続の進行上、又はその他の事由により必要な場合には、 甲の取締役会の決議により日程を変更することができる。

(簡易分割)

第8条 甲は、会社法第805条の規定により、新設分割計画につき株主総会の承認を得ないで本件新設分割を行うものとする。

(分割条件の変更及び分割の中止)

第9条 本件新設分割につき、第7条に定める登記申請日までの間に、天災地変その他の事由により、本件新設分割に関する財産に重大な変更が生じたときは、甲の取締役会の決議により、本計画書を変更し又は本件新設分割を中止することができ

(本契約の効力)

第 10 条 本件新設分割は、法令に定める関係官庁等の承認等が得られないときは、その効力を失う。

(規定外事項)

第 11 条 本計画書に定めるもののほか、本件新設分割に関し必要な事項は、本件新設分割の趣旨に従って、甲の取締役会の決議により決定する。

本分割計画の成立を証するため、本計画書1通を作成し、甲がこれを保有する。

令和6年8月16日

東京都港区虎ノ門一丁目 21 - 19 株式会社 CINC 代表取締役 石松 友典

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社CINC Capitalと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携、 業務提携等の斡旋、仲介及びこれらに関するコンサルティング業
- 2. 会社の経営戦略立案、組織再編、事業再編、企業再生等に関する斡旋及びこれらに関するコンサルティング業務
- 3. 経営に関するコンサルティング業務
- 4. 財務に関するコンサルティング業務
- 5. 企業金融に関するコンサルティング業務
- 6. インターネット及びその他の通信を利用した企業情報提供サービス
- 7. セミナー、講演会の企画、運営及び実施
- 8. 書籍、原稿の企画及び執筆
- 9. 有価証券の投資、売買並びにその他の投資
- 10. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録又は信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所 定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならな い。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主

(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を 確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定め ることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するも のとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社 所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出な ければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。
 - 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
 - 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により 代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、 あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を 発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意 があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故、もしくは 支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、 書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の 決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、1 0年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権 の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、取 締役専務及び取締役常務を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議 長となる。
 - 2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きをしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席 した取締役の過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の

利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任 した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任の免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(期末配当金)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定 める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金及び中間配当金の除斥期間)

- 第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
 - 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和7年10月31日までとする。

(設立時の代表取締役)

第41条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

東京都品川区小山三丁目14番2-1907号 設立時代表取締役 石松 友典

以上、東京都港区虎ノ門一丁目 2 1 - 1 9 株式会社 C I N C の M & A 仲介事業に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

令和6年8月16日

東京都港区虎ノ門一丁目 2 1 - 1 9 株式会社 C I N C 代表取締役 石松 友典

承継権利義務明細書

本件新設分割の効力発生日において、乙は甲から M&A 仲介事業(以下「本件事業」という)に属する下記の資産、負債、契約等の権利義務を承継するものとする。

なお、対象資産負債の評価は、令和6年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本件事業に属する一切の資産

2. 負債

本件事業に属する一切の負債

3. 契約関係(雇用契約は除く)

本件事業に関して新設分割会社が締結した基本取引契約、業務委託契約、その他 本件事業に付帯関連する一切の契約上の地位

4. 雇用契約

雇用契約は承継しない。

以上